

令和5年1月
一般財団法人 大泉名水会

大泉名水会の維持分担金の支払いについて

当法人の井戸水道をご利用いただきまして誠にありがとうございます。表題につき、以下に概要をご説明いたします。ご存知の方も再確認頂ければ幸いです。

さて、井戸水をご使用になりますと、下水道料金も支払うことになります。その支払先は「井戸水料金（維持分担金）は大泉名水会、下水道料金は東京都下水道局」になります。

1. 使用水量の検針

使用水量の検針は、東京都指定の検針業者が2ヶ月ごと（奇数月の上旬）に行い、「水道・下水道ご使用量等のお知らせ」を郵便受けに投函します。

2. 使用料金の計算と支払方法

大泉名水会に支払う井戸水料金（維持分担金）は、「水道・下水道ご使用量等のお知らせ」に記載された使用水量（2ヶ月分）を基に計算されます。支払方法は、「三菱UFJ銀行普通預金口座からの自動引落とし、または大泉名水会の指定口座に現金振込」のいずれかとなります。

2-1. 自動引落としの場合

自動引落としは偶数月の20日（土日祝の場合は翌営業日）に行われます。口座が残高不足にならない様、事前にご入金をお願いします。

なお、自動引落の金額については「水道・下水道ご使用量等のお知らせ」に記載された使用水量を「大泉名水会維持分担金表」の該当欄にあてはめて確認することができます。

2-2. 現金振込の場合

2ヶ月ごと（偶数月の5日以降）に支払うべき料金と期限を文書にてご連絡いたします。支払期限までに三菱UFJ銀行大泉支店の大泉名水会の口座へ振込をお願いします。（振込手数料は会員様ご負担になります）

3. 振込期限までに未納の方へ

期限までに振込未了、又は偶数月の20日(土日祝の場合は翌営業日)に自動引落しが不能であった場合は、その旨を文書でご連絡いたします。お手数ですが、当該金の支払いは、三菱UFJ銀行大泉支店の大泉名水会の口座へお振込(振込手数料は会員様ご負担)下さい。なお、ご事情のある方は名水会事務所へご連絡下さい。

追記

退会・休止される方

退会・休止される場合は、大泉名水会事務所に事前にご連絡下さい。

「退会・休止届」の提出と水道局お客様センターへ(03-5326-1101)のご連絡、退会・休止日迄の使用料金の精算並びに、給水管の撤去などについてご案内いたします。

ご不明点がありましたら大泉名水会まで問い合わせください。

大泉名水会事務所；練馬区東大泉3丁目38-13

電話/FAX 3922-5460

営業時間 平日 午前9時～午後4時

(正午～1時までと、土曜、日曜、祝日を除く)